

7. 今後の取り組み

特定事業計画の策定、具体整備に向けた事業化計画

今年度、特定事業の枠組み、あるいは整備の項目を抽出してきましたが、今後の事業の実施に向けて、次年度（平成 18 年度）は事業の具体的な内容、規模、概算の事業費、スケジュール等の検討を行ったうえで、特定事業計画を策定します。

更に次々年度（平成 19 年度）以降は整備内容の設計を行い、大きな整備事業によっては数カ年の期間をかけてバリアフリー整備の工事を行うこととなります。夫々の整備事業における具体的な進め方やスケジュールについては、次年度（平成 18 年度）策定する特定事業計画の中で明確にしていきます。

継続的な区民参加のしくみの検討

今年度は課題発見から整備内容の概略を区民と共に検討してきました。今後、整備内容が順次具体化していく中で、区民利用者の意見もより具体的になることから、特定事業計画の策定、実施設計、施工段階では現場での検証など、各段階に於いても、区民と共に検討していくことが重要です。また、それらの機会を通して、今回参加できなかった区民からも意見を聴取する仕組みも必要と考えます。

多様な整備主体との連携

特定事業相互の整備の連続性を実現するには、連続する事業間の連携が欠かせません。また、特定事業以外にも、重点整備地区外につながる計画との連続性など、関連する事業は多々あります。これらの所管や事業主体との連携、地域住民の理解、更に今後建設される施設の事業主への理解を得るためにも、様々な連携が課題となります。

特定経路等の沿道施設のバリアフリー化を検討

特定経路等の歩行経路のバリアフリー整備が進んでも、沿道の敷地や建物、公園等の施設の間にはバリアがあると、多様な利用者がバリアフリーに利用できず、交通バリアフリー整備の主旨が活かせません。そこで、沿道敷地や沿道施設のアプローチについても、バリアフリー整備を進めていくことが課題となります。

バリアフリーの心の浸透

重点整備地区のバリアフリー整備が進んだとしても、それを誰もが安全に、快適に使えるように心掛けながら利用し、通行することが区民に求められています。例えば誘導ブロックの上や際に自転車を放置したり、商品や物品を置かないこと。歩道を自転車で通行する時は、歩行者を優先して、歩いて通行するなどのマナーの浸透も、バリアフリーまちづくりには欠かせません。

これらのバリアフリー心がけは、あらゆる機会を通じて区民に浸透するように取り組む必要があり、今後特定事業計画の策定やバリアフリー整備を区民と共に取り組む中で、理解向上を進めていく予定です。また、学校教育や地域活動、企業活動のみならず職員教育や業務の中で、常に心がける取り組みも検討します。

<用語>

* 1 「やさしいまちづくりの定義」

『年齢の違い、個人の能力、使用する言語などの条件にかかわらず、誰にでも使いやすく安心して安全な環境をつくるため、区と区民及び事業者が協働で進めるまちづくり』

* 2 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。（出典：障害者基本計画／平成14年12月閣議決定）

* 3 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。（出典：同上）